

学校法人東北公益文科大学令和 8 年度入学者選抜試験
の出願者に対する入学検定料等に関する取扱い要領

(目的)

第 1 条 この要領は、東北公益文科大学学則第 52 条から第 56 条まで及び東北公益文科大学大学院学則第 44 条から第 52 条までに規定する、入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費（以下「入学検定料等」という。）の額並びに納入時期等について、公立化後に入学を予定する令和 8 年度入学者選抜試験出願者には適用せず、別に必要な事項を定める。

(入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費)

第 2 条 入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費の額は次のとおりとする。

入学検定料	学 部	1 7, 0 0 0 円
	大学院	3 0, 0 0 0 円
入学金 (学部・大学院共通)		県内者※ 2 8 2, 0 0 0 円 県外者※ 5 6 4, 0 0 0 円
授業料・年額 (学部・大学院共通)		5 3 5, 8 0 0 円
施設整備費 (学部・大学院共通)		廃止

※県内者とは、本人又は本人の一親等の尊属が本人の入学の日の 1 年前から引き続き山形県の区域内に住所を有する者をいい、県外者はその他の者をいう。

(入学検定料等の納入時期)

第 3 条 入学検定料は、本学に入学を志願する者が、本学所定の出願に必要な書類等に沿えて、本学が指定する期日までに納入しなければならない。

2 入学金は、入学者選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者が、入学の手続を行うときに、本学が指定する期日までに納入しなければならない。

3 授業料は、入学後、本学の指定する時期及び方法により納入しなければならない。

(入学金及び授業料の免除、徴収の猶予又は分納)

第 4 条 本学において特別の事情があると認めた者については、入学金及び授業料の全部又は一部を免除し、徴収を猶予し、又は分納を許可することができる。

(2 段階選抜実施時の入学検定料)

第 5 条 学部の入学者選抜試験において、既定の倍率を超える出願があり、2 段階選抜を行うこととなった場合は、第 1 段階選抜の不合格者に対し、既納の入学検定料のうち 13, 000 円を還付する。

(入学検定料及び入学金の不還付)

第 6 条 既納の入学検定料及び入学金は、前条に定める場合を除き、還付しない。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 11 日から施行する。